

~~~~~  
退職記念講演  
~~~~~

研究生生活を振り返って

平 野 武

はじめに

私は、龍谷大学に務めて38年になります。長いようで短いように感じます。教員数確保のために4年間理工学部に着籍を置いたことがありましたが、それは形式上の話であり、一貫して法学部にお世話になってきました。長期の在職期間中にはいろいろなことがありました。龍谷大学も法学部も大きく変わりました。スタッフも充実しました。教育・研究条件も改善されました。

龍谷大学に就職した当時は、深草キャンパスには緑も少なく、荒地のようでした。教室も貧弱なものが多かったのですが、一号館を残して建て替えられました。在職中毎年のようにどこかで建設工事や補修工事を行っていたように思いますが、お陰で施設も設備もずいぶんと立派になりました。緑も増え、キャンパスの風景もすっかり変わってしまいました。大学の規模も大きくなりました。瀬田のキャンパスも開設され、理工学部、社会学部、続いて国際文化学部が設置されました。最近では深草キャンパスに政策学部が設置されました。大学院の規模も拡大され、法科大学院も設置されました。龍谷大学は発展しましたが、ただ、学生の学力レベルについては団塊の世代ジュニアが入学した20年ほど前がピークであり、その後低下していることは認めなければなりません。教育システムは学生のそのような質的变化に必ずしも十分に対応できていないように思われます。

教務部長や研究部長等の職を経験する中で大学や学部の組織や運営面の

変遷、カリキュラム改革、また、教員生活を通じて学生の変化も見てきましたので、これらについて私個人の見解や感想を語ることもできますが、「龍谷法学」という研究誌にはやはり研究に関することを記録するのがいいと考えました。そこでこの場をお借りして、私の研究生生活を振り返っておきたいと思います。もっぱら個人的なお話になりますが、お許しを願いたいと存じます。

私が最初に公刊した論文は「明治憲法下の信教の自由と神社非宗教論」（阪大法学）でした。神社神道を国家の祭祀として、国民にその崇敬を求めた神社非宗教論の論理とその形成過程を検討したものです（そこでは後に触れる島地黙雷についても言及しています）。この論文でその後の私の研究の流れが示されているといつてよいでしょう。それは憲法の歴史的研究すなわち明治憲法史研究と信教の自由・政教分離の問題を中心とする国家と宗教の関係についての研究という二つの流れです。

最初の論文を刊行したのは、靖国神社問題が議論されていたことです。周知のとおり、靖国神社は、戦争で死んだ人々を国家の英霊として合祀・顕彰する神社です。戦前、それは陸・海軍省が管理する軍事施設でしたが、戦後は一宗教法人として存在しています。講和条約発行後、靖国神社への公的支援、国家護持の要求が遺族会等から出されるようになり、これを受けて数度にわたり靖国神社に特別の地位を与える「靖国神社法案」が作成され公表されました。それは靖国神社を国家護持＝国営化しようとするものでしたが、これには当然、憲法の政教分離原則に反するとの批判がありました。これに対応するために、靖国神社法案は、靖国神社の宗教性を「排除」しつつ靖国神社の国家護持を実現することを柱にしました。その後の自民党「靖国社草案要綱」（昭和31年3月）では、靖国神社という名称を止め「靖国社は、国事に殉じた人々を奉斎し、その遺徳を顕彰し、もって国民道義の高揚を図るとともに恒久の平和の実現に寄与することを目的とする」とし、「靖国社」は、宗教的教義を流布し、信者を募り、

これを教化育成してはならないとしていましたが、内閣総理大臣が「靖国神社」に対して報告及び検査する権限を認め、国等に補助金、貸付金の支出を行いうることを定めていました。

しかし、靖国神社の名称を「靖国社」に変更することには靖国神社や遺族会から強い抵抗があったので、その後の法案は靖国神社という名称を使用しながら、「宗教団体とする趣旨のものと解してはならない」（昭和42年6月いわゆる村上案）という解釈規定を置くものが多かったといえます。1974（昭和49）年に衆議院に上程された「靖国神社法案」（いわゆる根来案）も同様です。このような状況の中で書いたのが、前述の論文でした。当時の議論の根底にあるものを歴史的に遡って明らかにしようとする意図で書いたつもりです。

これらの靖国神社法案には大きな矛盾があり、土台無理があったといえます。合憲性を追求すれば、靖国神社を非宗教化する措置をとらなければなりません、それには反発する意見もありました。靖国神社法案は、1974年5月に一度衆議院を可決・通過しますが、結局、廃案になり、靖国神社法制定は「挫折」したといえます。

以上の状況を踏まえて新しい運動が展開されるようになります。1974年6月に「英霊にこたえる会」が結成され、英霊顕彰に関する啓蒙宣伝活動とともに靖国神社における公式参拝の実現を具体的な事業として掲げました。靖国神社法案の「挫折」がいわゆる公式参拝推進運動を生みだしたといえますが、その推進方策として、まず、地方議会での公式参拝推進決議を実現しようとする試みがなされるようになります。日本遺族会もこれを支援し、各地で靖国神社公式参拝推進の決議を求める運動が活発になりました。その中でこれに反対する人たちからいわゆる岩手靖国訴訟が提起されています。

以上のような流れの延長上に中曽根首相による靖国神社公式参拝が行われました（1985年8月15日）。これに対して中国や韓国からの反発がありま

した。真宗やキリスト教からも批判がなされ、訴訟が提起されます。私も大阪訴訟の原告団の勉強会に参加しましたし、原告側の証人として出廷しました。靖国問題の争点の変化にともなって私の研究も変化していったといえます。裁判でも通用するような理論（靖国神社公式参拝訴訟では被侵害利益を如何に構成するかが最重要の問題でした）に取り組むようになりました。もちろん、私はこの問題だけを研究テーマにしていたわけではありません。すでに述べたように、私の研究生活の出発点は、国家と宗教の問題すなわち宗教法の研究ともう一つ、明治憲法制定史の研究であったのです。

憲法の歴史的研究について

私の2番目の論文は「日本統治下の朝鮮の法的地位」（阪大法学）というものです。日本統治下の朝鮮に憲法（明治憲法）が適用されるか否かについて扱ったもので、いわゆる神権派とされる穂積八束と立憲派とされる美濃部達吉がいわば逆転した立場に立ったこと（前者が憲法適用説をとり、後者は憲法非適用説をとる）を示したものです。明治憲法の歴史研究は、「憲法の制定」（福島正夫編『日本近代法体制の形成』下）で展開されることになりました。この論文は、明治憲法制定史を扱ったものですが、その後の研究のバックボーンになりました。

現在、いわゆる民権運動についてはあまり高く評価しない向きもあるようです。民権派のあとを継いだ民党が、帝国議会で結局政府妥協・屈服し、戦争協力の方へ進んだことがそのような評価となっているのでしょうが、「憲法の制定」で述べましたように、民権運動が各地で広がり、多くの政社や学習運動が組織されたこと、すなわちその国民的広がりをもったことを評価すべきでしょう。もちろん、そのような観点からの研究は古くは色川大吉氏らによってなされてきたのですが、宗教団体においても憲

（龍法 '12）44・4, 8（1016）

法学学習がなされていたことをもっと重視した方がいいように思えます。出世間的な性格をもつ宗教団体でさえ憲法制定について議論されていたこと、議会とは何か、憲法とは何かについて学習されていたことは、実に広く憲法学習がなされていたということを意味するのであり、そのことの意義を軽視すべきではないと思えるのです。

よく知られているように、いわゆる征韓論で下野した板垣退助、後藤象二郎、江藤新平らは、すでに1874（明治7）年に愛国公党を組織し、民権議院設立の建白書を左院に提出していましたが、彼らの批判の中心は有司専制に向けられていました。この建白書が契機となり各地で自由民権運動が盛んになったことは周知のところでしょう。明治10年代に入ると自由民権運動は各地に広がり、無視しえない力をもつようになっていました。1880（明治13）年には愛国社を中心に国会期成同盟が結成され、国会開設を要求する建白書が政府に提出されています。

民権運動が高揚する中で、国会期成同盟の呼びかけにより、多くの民間の憲法草案が作成されました。すでに触れたように、民衆の中でも憲法学習が広がっていたのです。このことは本願寺派に即してもいえることです。本願寺のような宗教団体の中でさえ憲法の学習は広がっていたのです。そのことの研究の意味については後にも言及したいと思います。私の見解については『本願寺寺法制定における「立憲主義」』や『明治憲法制定とその周辺』を見ていただければ幸いです。

憲法の歴史的研究に関してはシュタイン研究について触れておきたいと存じます。周知のとおり、シュタインは伊藤博文一行のヨーロッパでの憲法調査において極めて重要な影響を与えた人物です。シュタインについては、「西ドイツにおけるロレンツ・フォン・シュタインの評価について（1）（2）（3）」を書いています。これは龍谷大学に就職してすぐに「龍谷法学」に載せた論文です（以下言及する論文は特に記さない限りすべて「龍谷法学」）。この論文は当時再評価されていたシュタインの社会国家論につ

いて検討したものです。シュタインは、多彩な経歴の持ち主であり、ドイツ文化圏における社会学、行政学の創始者といってもよい人物です。国家学や法学の分野では法治国家論の系譜の中で語られますが、同時に社会王政の主張者でもあったのです。それは憲政を認めながらもそれから独立した行政が社会の矛盾を解決するものと位置付けるものでしたが、そのような体制を支え、調整するものとして君主制を考えていました。近代憲法の体裁をとる以上、議会制は認めざるをえない、しかし、その中で議会に掣肘されない政府＝行政のあり方、そしてそれらを調整する君主制を模索していた伊藤らにこの考えは大きなインパクトを与えたに違いありません（「明治憲法制定とシュタイン」参照）。

シュタインについて研究する中で、彼が日本に大きな関心をもっていたことを明らかにすることができました。シュタインは、東洋に関心を抱いていましたが、それは当時のドイツ・オーストリーの東洋への進出に関係していたことは否定できません。

シュタインは日本の歴史がヨーロッパの歴史に似ていることを指摘していますが、「皇位連綿」する日本の天皇制が独自のものであり、それが日本の優位点でもあることを強調しています。そのことが伊藤やその後の日本からの訪問者に大きな自信を与えたことと思われます。これらについては「シュタインの日本国制史観」という論文で触れたことがあります。

シュタインはさらに国家神道体制やいわゆる神社非宗教論に関しても興味深い見解を示していますが、そのことについて立ち入ることはできません。「シュタインの日本政教関係論」をご覧くださいければ幸いです。なお、国家神道体制とは何であったという問題は私の研究テーマの一つであり、これに関しては「近代天皇制国家の政教関係」（日本近代法制史研究会編『日本近代国家の法構造』）や「明治憲法下の政教関係」（公法研究）も書いています。

宗教法の研究について

私の宗教法研究についてお話する前に、まず、龍谷大学での宗教法の研究の経緯について触れたいと存じます。龍谷大学では、法学部創設以来、各地で巡回法律相談を行っていましたが、そこでは寺院をめぐる法的紛争について相談を受けることもありました。そのこともあって、1972（昭和47）年頃から、谷口知平教授や安武敏夫教授を中心に宗教に関する法律問題の研究が始められたと聞いておりますが、手探り状態であり、体系的なものではなかったようです。その間、研究はあまり進展しなかったといってもよいのですが、1975（昭和50）年頃から、体勢を整え、研究の実を上げようとする気運が高まり、公法学研究者も加えて「龍谷大学宗教法研究会」を正式に立ち上げることになりました。一時期、龍谷大学では、その研究の拠点として「宗教法研究所」（仮称）設立の話もありましたが、大学内の事情で実現しませんでした。しかし、「龍谷大学宗教法研究会」は、浄土真宗本願寺派から助成を受けることができたこともあり、順調に機能し始めました。私もその研究会に参加し、牧会権訴訟を担当した熊野弁護士や箕面忠魂碑訴訟の原告らのお話を聞きにいった記憶があります。そのことは今でもよく覚えております。

そのような調査を進める中で、全国的な学会をつくってはどうかという意見がでてきました。とはいっても具体的なイメージはなかったのですが、すでに各宗教団体の宗憲、宗制等の収集等の実績があり、これらについて研究を進めていた愛知学院大学にお話をうかがったり、川島武宣先生等に相談したりする中で、全国的な学会設立の構想が次第に具体化していきました。

聞き取りや調査を進める中で、「宗教法学会」という名称にするにしても、法律学だけでなく学際的な広がりをもったものにすべきであるとの意見が多く出されました。そこで洗建先生らの助力を得て、宗教学や宗教社

会学関係の研究者にも宗教学会参加への呼びかけを行うことともなりました。宗教学会の創設は、龍谷大学の谷口知平教授や安武敏夫教授を中心に進められましたが、非力ながら私もお手伝いをした記憶があります。

宗教学会は、川島武宣、谷口知平両先生を代表にする形で、1980（昭和55）年10月に設立されました。幸いにして、宗教学会は30年間順調に発展して、今日に至っています。宗教学会の代表も、その後、小林孝輔先生、若原茂先生が理事長として後を継がれ、現在は私がその役を務めている次第です。

ところで、宗教学会創設にあたっての大きな問題は、「宗教法」の概念が定まっていなかったということでした。当時、宗教法の専門家といえる人はほとんど存在しないような状況でしたから、できるだけ多くの分野の研究者に参加してもらい、各分野での研究を蓄積する中で「宗教法」とは何かが明らかになっていくであろうとの見通しの下で、学会は発足したといってもよいでしょう。

宗教法の概念については、いまだ定まったとはいえないかもしれませんが。様々な見解があるでしょうが、宗教法の分野は広く設定することが可能でしょう。私見によれば、宗教法という言葉は、① 宗教的法、② 宗教団体内部の法、③ 宗教、宗教団体に関する国家法、という三つの次元で使用する事ができると思います。

この中で、①は、歴史的には古代の社会では一般的のものであったといえますが、今日イスラーム教の再興、イスラーム「原理主義」の台頭のもとで研究の対象として無視できなくなっているように思えます。また、周知のように、西洋型の法システムを取り入れたイスラームの国においても家族法等ではイスラーム法を適用しているところもあります。

②は、宗教団体すなわち教団内の自治法であり、ローマカトリックでは教会法として精緻な体系を有していますが、それ以外の宗教団体でも程度の差はあれ、何らかの形で存在しているものです。呼称は様々であります

が、教憲、宗憲等と呼ばれる教義、教典に関して定めたもの（日本キリスト教会では、「憲法」と呼んでいます）と団体の運営について定めた教制、宗制等と呼ばれるものを別個に置いている場合が多いといえます。因みに浄土真宗本願寺派では、教義等について定めたものを宗制といい、教団運営について規定するものを宗法といいます。他の教団と異なった言い方をしているわけです。宗教法人法によって求められている宗教法人規則も宗教団体の自治法といえます。これらをめぐる紛争も少なくないのですから、これらについての研究も重要です（このことについては『宗教法人の法律と会計』（齊藤稔税理士との共著）参照）。

③は、憲法その他の法律で宗教にかかわるものをいいます。現在の日本では宗教法人に関する包括的な法律としては宗教法人法があります。日本における宗教法研究学会は主として③を中心にしてきたこともあり、それ以外の分野は必ずしも研究が進んでいないといえることができるでしょう。現在、①の研究も重要となってきましたが、②と③の相互の関係も興味深いものがあるように思います。私自身は、本願寺派に即してこれらについての研究をしてきました（例えば「憲法と本願寺派宗制・宗法」や「本願寺法と憲法（本多深諦氏との共著）参照）が、他の宗教団体について研究することも将来の課題の一つといえましょう。

また、これからは政治や経済だけでなく、宗教事情あるいは宗教制度についても国際的視野に立った理解がますます求められるといっているでしょう。これまで日本での研究対象は主として欧米が中心でしたが、今後はアジア諸国の宗教制度の研究も重要になると思われます。例えば韓国や台湾、それに様々な宗教が併存する「宗教大国」であるインド等にもこれからは目を向けるべきでしょう。アジアの宗教事情は多様です。タイやフィリピン、インドネシア、マレーシア等もそれぞれ興味深いテーマを提供してくれるでしょう。現在、各地でイスラームの力が大きくなっていることは周知のところですが、これについての研究も深めていかなければなり

ません。

国内の問題についても、「世俗化」やいわゆる「無縁社会」から派生する種々の問題や公益法人制度改革問題等、議論することは数多くあります。一部の宗教団体が拒否している裁判員をめぐる問題もあります。いわゆる「不活動法人」（休眠宗教法人）の「売買」の問題とこれにともなう法人認証の厳格化問題もあります（「宗教法人の認証の厳格化について」参照）。墓地の問題も複雑な様相を示しています。これらについて、今後の研究の進展を願っているところです。

宗教学会の設立の一方、龍谷大学でも宗教法研究を活発化する必要が強調されました。例えば忠魂碑訴訟の原告、訴訟代理人等と一緒に研究会が持たれたりしたこともありましたが、これには杉村敏正先生、上田勝美先生も参加していただきました。民事関係でも谷口先生、安武先生を中心に研究が進められました。しかしながら、これらの先生が次々と退職され、現在では組織的な宗教法研究は困難な状況になっています。

私自身は個人的なレベルでは憲法的観点から宗教法研究を続けてきました。龍谷大学では「宗教法」という科目が設置されるようになり、安武先生と組んで授業担当をさせていただきました。当初は4単位科目であり、私法と公法（憲法学）の分野に分け授業をしていたのですが、安武先生が退職されてからは2単位科目として私が一人で担当しております。現在は法学研究科でも「宗教法研究」という科目、そして、数年前から法科大学院で「宗教と法」という科目を担当しております。

個人的な研究活動について触れたいと思います。箕面忠魂碑訴訟以外にも多くの訴訟に関係してきました。例えば、大嘗祭訴訟、滋賀県猊穀祭訴訟、地藏像訴訟、靖国訴訟等々では意見書を提出したり、証人として出廷したりしたこともありましたが、結果的にはすべて原告側の敗訴に終わっています。しかし、これらの訴訟に関与する中で政教分離や

「宗教的人格権」の問題に取り組み、思索を深めることができました。これらに関する私の基本的考えは『信教の自由と宗教的人格権』や『政教分離裁判と国家神道』の中で展開しているところです。

また、後で触れるところの「エホバの証人」の輸血拒否問題に関わったことあり、いわゆる生命倫理の問題にも関心を持ち、研究するようになりました。龍谷大学でも社会科学研究所の共同研究として生命倫理に関する研究会を組織し、叢書を公刊することもできました。この分野に関する学外での研究会にも参加するようになりました。そこで知り合った方々の紹介もあり、現在、大阪医科大学の倫理委員会の委員、ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門部会の委員を務めております。そこでの経験を踏まえて、法学部で「生命倫理と法」という科目を担当するようになりました。

出会い、交錯、交流

研究を進める中で多くの出会いがありました。先に述べたように、私は牧会権訴訟を担当した熊野弁護士や箕面忠魂碑訴訟の原告らのお話を聞きにいったことがあるのですが、龍谷大学で忠魂碑の研究会を開いたときに弁護団長として参加されたのが、熊野弁護士でした。また、同訴訟の代理人として活躍されていた加島弁護士とはその後、靖国訴訟等でご一緒させていただきました。加島弁護士には龍谷大学での授業担当もしていただきました。箕面忠魂碑訴訟との出会いは、その後の多くの靖国関連訴訟や政教分離訴訟に関与する切っ掛けになりました。

箕面忠魂碑や靖国に関する訴訟、さらには大嘗祭や滋賀県の献穀祭をめぐる訴訟の中で多くの人と出会うことができました。井上弁護士のように中曽根靖国公式参拝訴訟、小泉靖国公式参拝訴訟、新靖国訴訟を通じてお付き合いさせていただき方もいます。また、このような政教分離をめぐる

各地の訴訟の勉強会や訴訟の原告（多くは真宗やキリスト教の宗教者でした）や弁護士との交流会に参加し、その中で多くのことを学ぶことができました。それらは私の研究生活の中での貴重な財産になっていますし、その関係で「忠魂碑の性格に関する議論について」、「鹿児島大嘗祭に関する意見」、「愛媛玉串料事件地裁判決の意義と射程」等を書くことができました。また、『信教の自由と宗教的人格権』という本を公刊することもできました。この本は、靖国神社公式参拝訴訟における原告らの被侵害利益を如何に構成するかを検討したものです。『宗教と法と裁判』や『政教分離裁判と国家神道』も多くの訴訟での交流に触発されて書いたものです。

学生の本級留置・退学について争われた神戸高専事件という憲法研究者にはよく知られた事件があります。この事件では、「エホバの証人」の教義により剣道の実技に参加しない学生に参加したのと同様の評価をするならば信教の自由を理由として有利な取扱いをすることになり、公教育に要求されている宗教的中立性を損ない、ひいては政教分離原則に反することにもなるのか、が問題になりました。この事件について出身大学の後輩の弁護士（学生側訴訟代理人）から意見書の提出を依頼されたのです。

大阪地裁判決は、退学処分を取り消しを求めた学生側の主張を退けました。しかし、大阪高裁判決（平6・12・22）では学生側が勝利しました。高裁判決は、以下のように述べました。本件退学命令処分は、控訴人を神戸高専から排除し、教育を受ける機会を剥奪するという甚大な不利益を与えるものであり、剣道実技の授業に代わる代替措置をとるべきであったといわなければならない。代替措置の目的はあくまでも信教の自由を侵されない状況の下で教育を受ける機会を保障しようというものであって、控訴人に対し特に有利な地位を付与するものではない。それは身体上の理由等で体育実技に参加できない学生に対し代替措置を講じる場合と実質的に径庭のないものであって、宗教的色彩を帯びるものではないし、控訴人が信奉する宗教を援助、助長又は促進する効果あるいは他の宗教の信仰者や無

宗教者に対する圧迫や干渉の効果を生じる可能性はないというべきである。

高裁のこの判断は最高裁によって維持されました。最高裁判決は、本件各処分は、その内容それ自体において被上告人に信仰上の教義に反する行動を命じたものではなく、その意味では、被上告人の信教の自由を直接的に制約するものとはいえないが、しかし、被上告人がそれらによる重大な不利益を避けるためには剣道実技の履修という自己の信仰上の教義に反する行動を採ることを余儀なくされるという性質を有する、といい、さらに「代替措置として、例えば、他の体育実技の履修、レポートの提出等を求めた上で、その成果に応じた評価をすることがその目的において宗教的意義を有し、特定の宗教を援助、助長、促進する効果を有するものということとはできず、他の宗教者又は無宗教者に圧迫、干渉を加える効果があるともいえないのであって、・・・単なる怠学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることが公教育の宗教的中立性に反するとはいえない」としました。

高裁と最高裁の判決は信教の自由を重視した判決といえませんが、この事件への関与が切っ掛けとなり、「エホバの証人」の輸血問題をめぐる事件、いわゆる東大医科研輸血拒否事件の意見書提出も依頼されました。意見書を提出したのは高裁段階でしたが、東京高裁（平10・2・9）は以下のように判決しています。

「本件のような手術を行うことについては、患者の同意が必要であり、医師がその同意を得るについては、患者がその判断をする上で必要な情報を開示して患者に説明すべきものである。・・・この同意は、各個人が有する自己の人生のあり方（ライフスタイル）は自らが決定することができるという自己決定権に由来するものである。被控訴人らは自己の生命の喪失につながるような自己決定権は認められないと主張するが、・・・特段

の事情がある場合は格別として・・・一般的にはこのような主張に与することはできない。すなわち、人はいずれ死すべきものであり、その死に至るまでの生きざまは自ら決定できるといわなければならない（例えばいわゆる尊厳死を選択する自由は認められるべきである）。」

最高裁も高裁判決を支持しました。最高裁判決（平12・2・29）は、患者が自己の宗教上の信念に反するとして輸血を伴う医療行為を拒否するとその明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は人格権の一内容として尊重されなければならない、としましたが、これも信教の自由を拡充する判決と評価できるでしょう。

これらの事件への関与にも縁と出会いを感じます。なお、神戸高専事件と東大医科研輸血拒否事件は私が関与した事件の中で珍しく勝訴した事件であり、最高裁でも支持されたものです。その点でも思い出深いものがあります。なお、他にも下級審レベルで勝訴し、それが最高裁でも支持されたものとなれば、本学の高橋進教授からの依頼により、意見書を出し勝訴した滋賀県甲賀市甲南町の赤い羽根共同募金事件もあります。この事件の担当弁護士は、滋賀県献穀祭訴訟を担当した吉原弁護士でありました。

私の研究生活においても歴史的研究と宗教法研究がいくつかの点で出会い、その出会いに驚きながら研究を進められたことは幸いでした。忠魂碑の問題も靖国問題も歴史的問題であり、歴史的研究と宗教法研究が交錯するのは当然ということもできますが、多分に偶然的な要素もありました。

龍谷大学の学長をなさった千葉乗隆先生からのお誘いで、浄土真宗本願寺派の宗制・宗法の史料編纂に関係したことがありました。実質的にはほとんど史料編纂の仕事はしなかったのですが、関与する中で本願寺寺法の研究ができたことが幸せでした。この研究を進める中で明治10年代に本願寺派が自由民権運動と関わりをもっていたことを知ると同時に北島道龍という人物に関心をもつようになりましたし、小野梓や島地黙雷に改めて注目するようになりました。

実は本願寺派は明治13年に議会（集会）制を導入し、また、教団の「憲法」である寺法を制定しています。明治維新後、各宗教団体も近代化を模索します。明治初期に本願寺教団（西本願寺）の近代化に指導的役割を果たしたのは防州、長州出身者であり、それゆえ長州藩と人的つながりも有していた僧侶達すなわち島地黙雷、大洲鉄然、赤松連城（赤松は金沢の生まれであるが、山口の寺に養子として入っていた。彼は後に龍谷大学の前身である仏教大学の学長となる）らでした。彼らは木戸孝允、伊藤博文、井上馨等と交流があり、その後ろ盾により権力をもつことができたと思われます（以下の経緯については『西本願寺寺法と「立憲主義」』参照）。

彼らの中には留学して西洋の新知識にも触れた者も少なくなく、旧態依然とした体制では新しい時代に対応できないとの認識があったようです。彼らの手によって旧来の宗務行政は一変させられ、新しい感覚と意識で教団運営を行うための改革がなされました。その過程で防長出身僧侶は、宗意安心の判定権（教義に反する「異安心」であるかどうかの判定権）も実質的に掌握するようになったのです。これに対して法主明如は不満を抱くようになりました。とくに宗意安心の判定権は法主の専権事項であるはずであり、それを侵すような振る舞いは容認できなかったにちがいありません。そこで法主は紀州出身の北畠道龍を用いて防長出身僧侶の宗政独占を排除するための反撃を企てました。

北畠は、神坂次郎氏の『幕末巨竜伝』や『天鼓鳴りやまず』という小説でも取り上げられているところですが、紀州藩ではドイツ式の兵制を取り入れて近代的な軍をつくる（彼は農民・漁民からなる軍を組織し、長州戦争に参加し、高杉晋作の奇兵隊と闘っている）など藩政改革に関与した人物です。紀州・法福寺の住職であったが、ドイツ語に通じ法律学も学んでいます（彼がつくった講法社は明治大学の前身になりました）。法主・北畠側は、防長出身僧侶に対抗するため、島地の異安心疑義を問題としたのですが、これが受け入れられなかった（本山の実権は防長出身僧侶が握っ

ており、当然のように異安心でないと断じた）ことに対して、島地を本山議事局主議の地位から免じ、東京での布教を禁止すると同時に宗政事務局を東京築地別院に移転させたのです（1879（明治12）年4月）。

突然の宗政事務局の移転に対して批判の声もあがりました。本願寺教団は法主の措置を支持する派とこれに反対する派に分裂し抗争する様相を示しました。両派間の緊張は高まり、教団の混乱は危機的状況に陥りましたが、このことを憂慮して教団分裂を回避し、問題の打開策を求める動きも強くなりました。

事務所の東京移転は、結局、混乱をおそれる政府（三条実美、岩倉具視らの「忠言」が大きな力をもったようである）の介入により挫折します。政府は、宗政事務局の東京移転を認めれば、教団が分裂し、社会不安が増大すると判断したようです。

政府が宗門内の混乱を恐れ、早期の收拾を望んだ最大の理由として、当時の自由民権運動の高揚をあげることができるでしょう。民権運動の高揚により世情は緊迫しており、政治的対立、混乱、政府への批判につながる恐れのある巨大な教団内の紛争は、政府にとっても放置できない問題であったと思われます。そのような政府の意向を無視しえず、結局、法主は京都の本山に帰りますが、宗内の混乱を收拾するために北畠道龍および改革派の頭目であった島地黙雷を退け、赤松連城を中心に新しい体制を構築しようとしています。

重要なことはそのために寺法の制定が必要とされたことであるといえるでしょう。分裂した宗門内部を融和させ、その秩序を回復するために宗門内の多くの人の意見を聞く必要があったからです。そのために広く宗門内から「公選」された議員による「議会」を設け、宗門内の混乱を收拾し、秩序を再建する途が求められたのです。この結果、議会（集会）制が導入され、また、教団の憲法である寺法が制定されたといえます。制定作業は政府の関与のもとに行われましたが、本願寺からは赤松が中心となって制

（龍法 '12）44 - 4. 20（1028）

定作業に当たりました。

本願寺寺法の内容を検討する際には、当時の民権運動や民間の学習・啓蒙組織、その中で生まれた憲法草案、憲法構想に触れ、それらとの対比を行うべきでしょう。当時、留学から帰国した知識人によっていくつかの組織がつくられていました。島地黙雷と赤松連城はそのような組織の一つである「共存同衆」に参加していました。「共存同衆」は、ロンドンに留学していた日本人学生が馬場辰猪と小野梓の呼びかけで組織した「日本学生会」が母体となって生まれたものです。

小野梓は土佐の出身です。1852（嘉永5）年に現在の高知県宿毛市に生まれています。1871（明治4）年に米国に渡り、そこで法律を学んだ後、大蔵省官費留学生に選ばれ、ロンドンに留学をしています。帰国したのは、1874（明治7）年です。英国流の立憲主義に親近感をもっていました。帰国後は海外で学んだ知識の交流と啓蒙を目的にした組織をつくることを企図していました。

小野は、帰国後、元老院に務め、憲法草案作成にも関わる一方、広瀬進一らとともに「共存同衆」という団体をつくり、政治思想の啓蒙に努め、機関誌『共存雑誌』を発刊し、「共存文庫」という図書館を開設しています。小野は、『共存雑誌』に数多くの論文を発表しています。これらの論文を「共存同衆」の会員であった島地黙雷や赤松連城は目にしているはずです。事実、赤松は小野の「論通常之教養」の批評を『共存雑誌』に書いています。小野は、また、赤松との間で書簡のやり取りをしています。

小野の基本的考え方は、いわゆる「君民同治」論であり、漸進的立場に立って君主制（天皇制）との調和を図りながら代議政体を導入し、国民の権利を確保しようとするものでありました。このような思想が赤松（彼は本願寺寺法草案作成に参画し、寺法編製会議において草案の趣旨の説明を行い、質疑に答えた）に何らかの影響を与えたと考えるのは自然でしょう。

小野は、「共存同衆」で数多くの演説会や講演会も開いています。小野が東京専門学校（現在の早稲田大学）の設立に関わったこと、大隈重信を援けて立憲改進黨を結成したことは周知のところ。小野は、また、仏教に大きな関心を有しており、島地黙雷や大内青巒（大内は雑誌『共存雑誌』の初代編集責任者）らと東京専門学校（現在の早稲田大学）で仏教講習会（小野の死後、「教友会」となり、最終的に早稲田大学仏教青年会となる）を開いています。本人の日記である「留客齋日記」によると、小野は、島地が開いた白蓮会（明治八年開設、後の白蓮社。現在は築地本願寺仏教青年会となっている）にしばしば足を運んでいます。小野は、1886（明治19）年に34歳で夭折しました。郷里である宿毛市の浄土真宗本願寺派の清宝寺に碑が建てられています。

「共存同衆」は私擬憲法意見を出していますが、これは一種の憲法草案です。明治12年3月頃に作成されたものと考えられていますので、時期的にも本願寺寺法に影響を与えうる状況にあったといえます。このことを検討することは大変興味深いことですし、また、明治憲法の制定史研究の上でも大きな意義をもつと考えられます。寺法制定史と明治憲法制定史は合わせ鏡のような関係にあるからです。寺法制定史の研究は、憲法制定過程において政府の見解（例えば岩倉具視、伊藤博文、井上馨等の本願寺関係者への書簡等が存在しています）、民権派や都市開明派の思想の影響（例えば小野梓）を検証する上で有益なものとなります。寺法と小野が関わりをもった元老院の憲法草案との関係を検討する際にも同様のことがいえます。しかし、このことについてこれ以上詳しく述べることはできません（詳しくは「明治前期立憲主義と本願寺法」「本願寺教団の展開」所収および『本願寺法と憲法』第1部参照）。

北畠道龍の話に戻します。北畠は、本願寺から資金提供をえて、世界漫遊の旅に出ます。北畠は複雑な人物で必ずしも反動的ともいえません。事実、老年になってから若い女流民権家と結婚しています。彼のインドでの

仏跡探訪は有名ですが、私にとって興味深いのはシュタインとの会見です。ドイツが達者であった北畠は、シュタインに何度も会って日本の宗教について話をしているのです（北畠はシュタインのことを「石先生」と書き残しています）。このことはシュタインの日本への知識を高め関心を深めたことでしょう。

北畠とシュタインとの会見が伊藤一行の憲法調査前に行われたことは重要です。この会見の経験がシュタインの伊藤一行への態度、親切な対応と細やかな配慮を生み出したと考えられます。そうだとすれば、本願寺の内部問題が回りまわって明治憲法制定に影響を与えたことになります。私の明治憲法制定史におけるシュタインについての研究は、宗教法研究における北畠道龍の研究とそこで結びついたのです。

また、小野梓は、いわゆる明治14年の政変で大隈重信とともに下野した人物として憲法制定史研究上では知られており、都市知識層に属する開明派とされていますが、本願寺寺法制定においても一定の影響をもったのです。小野について調べていく中でも憲法制定史研究上で進めてきた探索と本願寺寺法という宗教法の研究の出会いを感じました。

島地黙雷についても一言します。島地は「三条教則批判建白書」という文書の中で政府の神道国教化政策を批判しています。この文書は、わが国における最初の本格的な政教分離論として評価すべきものですが、一方ではこのことが神社非宗教論の先駆けとなり、国家神道体制成立に「寄与」したとする見解があります。このような見解の検討を含めて国家神道体制の研究をする中で島地に関心を寄せていましたが、本願寺寺法制定と集会の導入過程を調べていく中でも島地に出会い、新たな観点から彼の思想を検討する必要性を感じさせられました。

私の研究生生活のいろいろな場面で、憲法の歴史的研究と宗教法の研究は交錯し融合しています。宗教法研究と明治憲法制定史研究を融合させた研究は、前述の宗教法研究の分野でいうと②と③の相互関係の研究といえま

す。そのような研究として、すでに触れた『本願寺寺法制定における「立憲主義」』や『明治憲法制定とその周辺』を表すこともできました。そのことを幸せに思っていますし、また、そのような機会を与えてくださった龍谷大学およびその関係者に感謝いたしたいと存じます。

その他の出会いもあります。生命倫理に関する研究の上での出会いについてはすでに述べたところです。憲法研究の関係ではもちろん公法学会や全国憲等で受けた刺激が研究の糧になっていることはいうまでもありません。宗教法学会では3年前から理事長の職に就いておりますが、その関係で多くの方々と交流させていただいております。「国家と宗教」という研究テーマで行われている京都仏教会での研究会にも参加させていただき、勉強させていただいています。また、5年ほど前から本多深諦氏とともに本願寺派の宗務資料室で資料の調査と研究をしておりますが、そこでは本願寺関係者にいろいろお世話になっております。その調査・研究の中で「宗教団体法下の本願寺派宗制」や「大正デモクラシーと本願寺派」等の論文や共著ですが前にも触れた『本願寺法と憲法』を著わすことができました。なお、教科書等の共著者や共編者としてお付き合いいただいた方々は大勢いらっしゃいますが、お名前をあげることはできません。

10年以上前のことですが、榎原市役所に勤めている私のゼミの卒業生から依頼されて、同市の情報公開条例の制定に関わったこともありました。その関係で今も同市の情報公開審査会と個人情報保護審査会の会長を務めております。その中で情報公開とプライバシー保護の問題について考える機会が与えられました。その経験も踏まえて情報開示やプライバシーに関する何本かの論文を書いたこともあります。主として医療をめぐる問題に即したものです（例えば「医療情報の公開と開示」『生命・環境と現代社会』所収や「医学研究とプライバシー権」『現代社会における医療・生命・環境』所収）。そこでは倫理委員会の経験等を踏まえた生命倫理に関する研究と榎原市での経験に触発された情報公開・開示とプライバシーに

関する研究が結びついたといえます。

留学生との交流についても触れておきたいと存じます。私は中国の大連市の生まれで、いわゆる引揚者です。また、ごく短期間ですが、北朝鮮の新義州に住んでいたこともあります。そのことが間接的には関係したのかも知れませんが、様々な切っ掛けや出会いがあり、中国や韓国からの留学生と親しくなりました。それが縁となって、この数年間に中国の雲南大学、上海対外貿易学院、韓国の東国大学等で講演をし、研究者と交流する機会をえました。今年度に入ってから、6月には韓国の宗教学会でゲストスピーカーとして報告（テーマは「日本の宗教政策」）させていただきましたし、11月には上海の華東政法大学で日本の裁判制度についてお話させていただきました。これらも元留学生をはじめとする多くの人のお陰で実現したことです。

以上が私のこれまでの研究生生活の主な流れです。見るべき研究成果もあげておりませんし、研究テーマの展開もすべて中途半端に終わっておりますが、それはもっぱら私の力不足と怠惰のためです。関与した靖国関連の訴訟も一部の下級審判決では違憲判断が示されたこともありましたが、結果的には原告側の敗訴に終わっております。これらの訴訟にかかわることで、英霊サイクルを構築し戦争へ国民を駆り立てた靖国からの「解放」を目指そうという目的もいまだ実現していません。自己点検をして反省すべきことは数多くあります。この度、それらを総括し、反省する機会が与えられたことは幸いでした。このような機会を与えてくださった龍谷大学法学会に感謝しております。総括と反省を踏まえて、どこまでできるかわかりませんが、これからももう少し研究を続けていきたいと考えています。

振り返ってみれば、必ずしも意図したわけでもなく、また、ことさら意識していたわけでもなかったのですが、様々な縁と出会いに結ばれてこれまで研究を進めることができたように思います。最後に改めてこの点について感謝の念を明らかにして、結びとさせていただきます。